

介護保険住宅改修に係る例外給付について

1. 住宅改修費の例外給付について

介護保険法施行規則第76条第1項及び第95条の規定によると、被保険者(要支援・要介護認定を受けた利用者)の住宅改修の利用に対して支給される居介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費は、同一の支給限度額で管理するものとされています。

既に一度住宅改修を行い、2回目の住宅改修を希望する場合は過去に支給済の住宅改修費及び介護予防住宅改修費の額を支給限度基準額(20万円)から控除した額が利用上限となります。

ただし、同規則第76条第2項の規定及び特例告示において、過去に住宅改修費の支給を受けた住宅改修の着工時点と比較して介護の必要の程度が著しく高い要介護認定を受けている場合は、それ以前に支給された住宅改修費の額にかかわらず、一度のみ支給限度基準額(20万円)がリセットされます。

また、転居により住宅が変わった場合も、支給限度基準額(20万円)がリセットされます。

2. 支給限度基準額のリセットについて

住宅改修費の支給限度基準額(20万円)がリセットされるのは、介護の必要の程度によるものと転居によるものがあります。

(1) 介護の必要の程度の段階変化(3段階リセット)

要介護等状態区分を基準とする「介護の必要の程度」の段階が3段階上がった場合、支給済額がリセットされます(下表参照。)

「介護の必要の程度」	要介護等状態区分	3段階リセット可能な介護度
第6段階	要介護5	要支援1～要介護2
第5段階	要介護4	要支援1～要介護1
第4段階	要介護3	要支援1のみ
第3段階	要介護2	
第2段階	要支援2又は要介護1	
第1段階	要支援1	

・「介護の必要の程度」の段階は3段階以上上がっても自動的にリセットされるわけではなく、その時点で住宅改修を行わないと適用されません。

・3段階リセットが適用された場合、以前の住宅改修で支給可能残額があってもリセットされ、支給限度基準額は20万円からとなります。

・3段階リセットは1回のみ適用になります。

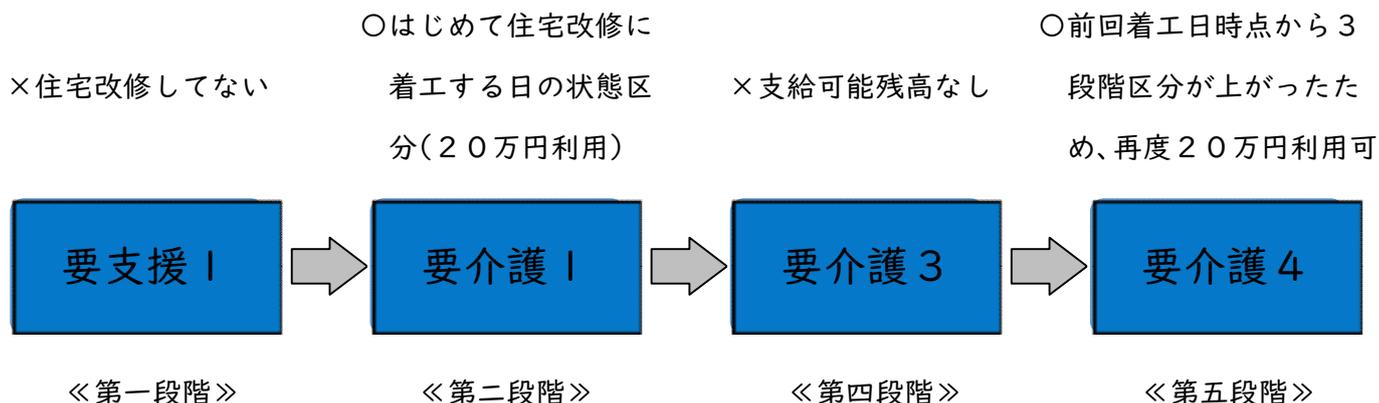
(2) 転居によるリセット

支給限度基準額(20万円)は、現に居住している住宅に係る住宅改修費のみを対象としており、当該住宅以外に転居した場合は、支給済額がリセットされます(3段階リセットより優先。)

3. 具体的な事例について

(1) 介護の必要の程度の段階変化(3段階リセット)

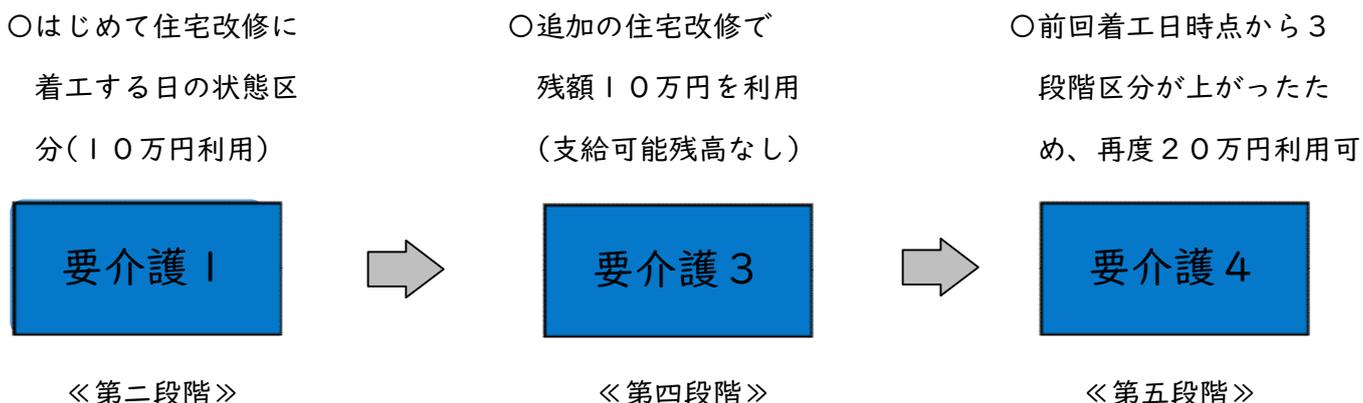
【事例1】



(説明) 要支援1の時には住宅改修を利用せず、要介護1の時に住宅改修を利用。

その後、要介護3の認定を受けたが、3段階リセットは「はじめて住宅改修に着工した時点の介護度」を基準としています。そのため、要支援1ではなく住宅改修の利用実績のある要介護1を基準とし、3段階上がった要介護4で3段階リセットがされ、その時点で住宅改修の利用が可能となります。

【事例2】



(説明) 要介護1の時に住宅改修を行い10万円を利用し、要介護3の時に残りの10万円を利用。

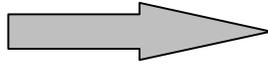
3段階リセットは「はじめて住宅改修に着工した時点の介護度」を基準としているため、要介護1から3段階上がった要介護4から住宅改修の利用が可能となります。

【事例3】

○はじめて住宅改修に
着工する日の状態区
分(12万円利用)

※支給可能残額8万円
はリセットされます。

○前回着工日時点から3段階
区分が上がったため、再度
20万円利用可



《第二段階》

《第五段階》

(説明)要介護1の時に住宅改修を行い12万円を利用し、要介護4の時に再度住宅改修を行った。
3段階リセットは「はじめて住宅改修に着工した時点の介護度」を基準としているため、支給可能残額8
万円はリセットされ、再度20万円の利用が可能になります。

【事例4】

○はじめて住宅改修に
着工する日の状態区
分(20万円利用)

○前回着工日時点から3
段階区分が上がったた
め、再度20万円利用
可

×一度、三段階リセッ
トされているため、前
回リセット時の残高
から利用可



《第一段階》

《第四段階》

《第三段階》

《第六段階》

(説明)要支援1の時に住宅改修を行い20万円を利用し、その後、介護の必要の程度の変化により3段階
リセットが適用され、要介護3の時に再度住宅改修を利用。
その後、要介護2の認定を受け、さらに要介護5に変更となったが、3段階リセットは一回のみの適用の
ため、リセットは行われず、現状の支給可能残高から利用することになります。

(2) 転居によるリセット

【事例1】

転居前住宅

20万円利用

転居後住宅

20万円利用

(転居によるリセット)

前回着工日時点から3

段階区分が上がったため、

20万円利用可



《第二段階》

《第二段階》

《第五段階》

(説明) 転居前住宅の住宅改修で20万円を利用し、転居により支給限度基準額がリセットされ、転居後住宅で、住宅改修を行い20万円利用。

その後、要介護4の認定を受けたため3段階リセットの対象となり、再度20万円まで利用可能となります(転居によるリセットは3段階リセットより優先適用されるため、3段階リセットは転居後の住宅に着目して適用されます。)

【事例2】

転居前住宅

15万円利用

転居後住宅

20万円利用

(転居によるリセット)

転居前住宅に戻る

5万円まで利用可

前回着工日時点から

3段階区分が上がっ

たため、20万円利

用可。



《第二段階》

《第三段階》

《第四段階》

《第五段階》

(説明) 要介護1の時に住宅改修を行い20万円を利用し、転居により支給限度基準額がリセットされ、転居後住宅で、住宅改修を行い20万円利用。

その後、転居前住宅に戻り要介護1の時に利用した15万円を除く5万円が利用可能。さらに転居前の住宅改修時の介護度より3段階介護度が上がっているため、3段階リセットされ、再度20万円の利用が可能となります。